

# 第1回社債型種類株式に関するQ&A

本Q&Aは第1回社債型種類株式の発行決議に伴い、2024年2月9日付及び2024年5月15日付で公表致しました「社債型種類株式に関するQ&A」の内容を更新したものです。

June 25, 2024

# 社債型種類株式に関するQ&A：第1回社債型種類株式

質問	回答
1. 社債型種類株式の意義、目的は何か	<ul style="list-style-type: none"><li>• 当社グループ戦略である、「総合インフラサービス企業」としての推進を支えるべく、健全な財務基盤の確保に向けた施策を検討する中で、社債型種類株式によって既存株主の議決権の希薄化が生じず、個人投資家を中心とした幅広い投資家からの調達が可能となり得るとの考えのもと、この度、発行を決議致しました。</li><li>• 第1回社債型種類株式については、日本風力開発株式会社の株式取得に係るブリッジローンの返済へ充当し、早期に成長投資を支える財務健全性を確保する想定です。</li></ul>
2. 社債型種類株式の特徴は何か	<ul style="list-style-type: none"><li>• 会社法上の株式ですが、普通株主の皆様への配慮として、「社債」としての側面を有した商品性となります。</li><li>• 具体的には議決権や普通株式への転換権がなく、発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない非参加型の株式です。</li><li>• 第1回社債型種類株式は調達した資金をグリーンに関連した用途に限定した、本邦初の「グリーン社債型種類株式」となります。</li></ul>
3. 第1回社債型種類株式の資金用途は何か	<ul style="list-style-type: none"><li>• 第1回社債型種類株式の発行によって調達した資金は、日本風力開発株式会社の株式の取得（子会社化）に伴い金融機関から借り入れたブリッジローン（2,184億円）の返済資金に充当予定です。</li><li>• なお、当該資金用途は、当社グリーンファイナンス・フレームワークに基づく適格プロジェクトであり、第1回社債型種類株式はグリーンファイナンスに該当します。</li><li>• 当社グリーンファイナンス・フレームワークについては下記をご参照ください。 グリーンファイナンス・フレームワーク <a href="https://www.infroneer.com/static/pdf/greenfinanceframework_jp_202403.pdf">https://www.infroneer.com/static/pdf/greenfinanceframework_jp_202403.pdf</a> JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価 <a href="https://www.jcr.co.jp/greenfinance/green/fw/">https://www.jcr.co.jp/greenfinance/green/fw/</a></li></ul>
4. 第1回社債型種類株式はどのような発行形態を想定しているか	<ul style="list-style-type: none"><li>• 第1回社債型種類株式は国内における一般公募による発行を通じて、個人投資家も含めた幅広い投資家の方々にご購入いただけます。</li><li>• 当社の普通株主である皆様にもご購入いただけます。</li></ul>

# 社債型種類株式に関するQ&A：第1回社債型種類株式

質問	回答
5. 第1回社債型種類株式の発行スケジュールはどのような予定か	<ul style="list-style-type: none"><li>第1回社債型種類株式の発行条件は2024年7月12日（金）から2024年7月17日（水）までのいずれかに決定され、2024年8月1日（木）に払込、2024年8月2日（金）に東証上場となる予定です。</li></ul>
6. 第1回社債型種類株式の発行価格はいくらか	<ul style="list-style-type: none"><li>第1回社債型種類株式の発行価格は1株あたり5,000円となります。</li></ul>
7. 東証での売買はいつから可能で、売買単位は何株か	<ul style="list-style-type: none"><li>第1回社債型種類株式は上場日（2024年8月2日）以降、東証プライム市場にて売買が可能です。</li><li>第1回社債型種類株式の売買単位は普通株式同様、1単元あたり100株となります。</li></ul>
8. 第1回社債型種類株式の配当はどのように決定されるのか	<ul style="list-style-type: none"><li>第1回社債型種類株式の固定配当は、当社が受領した第1回社債型種類株式の公正価値に関する評価報告書及び当社と同程度の信用格付を取得している事業会社が発行している劣後特約付社債の市場価格等を総合的に踏まえて設定した仮条件（年2.30%以上、3.00%以下）を基に、機関投資家や個人投資家の需要状況等を勘案してブックビルディング方式と同様の方式によって決定します。</li><li>変動配当（2030年4月1日以降）は、基準金利（1年国債金利）に当初配当決定時に決定したスプレッド及び1%を加えた配当率率が適用されます。</li></ul>
9. 第1回社債型種類株式の発行により、普通株式の配当方針に影響を与えるか	<ul style="list-style-type: none"><li>当社では、株主の皆様に対する利益の還元を経営上の重要な施策として位置付けており、今期の配当予想についても変更はありません。</li></ul>
10. 第1回社債型種類株式を5年後に現金対価で取得（コール）する予定なのか	<ul style="list-style-type: none"><li>当社が第1回社債型種類株式を現金対価で取得（コール）するかは、その時点の事業戦略や財務状況、市場環境等を総合的に勘案して判断します。</li><li>ハイブリッド調達の市場慣習として、多くの投資家が当社が取得可能となる発行日の5年後（2029年8月1日）から配当ステップアップの日の前日（2030年3月31日）までにコールされることを期待していることは十分に理解しています。</li><li>なお、社債型種類株式の現金対価の取得（コール）や優先配当金の支払いは、普通株式と同様、当社の分配可能額の範囲でのみ行うことが可能です。</li></ul>

## 免責事項

この文書は当社の第1回社債型種類株式に関して一般に公表するための参考資料であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。